

# 特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民、事業者、地域団体、行政等と連携・協力して、地球温暖化対策に関する事業を行い、市域における地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地球温暖化の緩和策・適応策に関する広報事業
- ② 地球温暖化防止や持続可能な社会の構築に関する対策事業
- ③ 地球温暖化対策に関する調査・研修事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学校に在籍している個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 49 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法第 31 条の 10 第 4 項)及び清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法第 31 条の 12 第 4 項)については、官報に掲載して行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	竹 田 幹 夫
副理事長	岩 下 正 人
副理事長	北 村 陽 子
副理事長	塚 原 興 治
理事	冨 住 悦 子
理事	鈴 木 泰 信
理事	本 間 俊 三
理事	山 本 正 俊
監事	山 口 佳 志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正 会 員 個人 1 口 1,000 円(1 口以上) 事業者・団体 1 口 1,000 円(2 口以上)

賛助会員 個人 1 口 2,000 円(1 口以上) 事業者・団体 1 口 2,000 円(5 口以上)

学生会員 個人 1 口 500 円(1 口以上) 団体 1 口 500 円(2 口以上)

## 設立趣旨書

地球温暖化による気候変動は、私たちの日常生活や事業活動等によって排出される温室効果ガスが原因といわれています。このまま温室効果ガスが増え続けると、集中豪雨や猛暑などの異常気象の発生、生態系の変化や農作物への被害など、日々の生活にもさまざまな影響を与える可能性があることから、地球温暖化対策は地球規模で取り組むべき大きな課題であると同時に、地域レベルにおいても、市民一人ひとりや事業者が自らの活動を見つめなおし、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへ転換を図ることが求められています。

こうした中、相模原市は脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図るため、令和5年11月に「第2次相模原市地球温暖化対策計画」を改定し、市内の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量を令和12(2030)年度までに、基準年度の平成25(2013)年度比で50%削減する目標を定めています。

これまで、私たちさがみはら地球温暖化対策協議会は任意団体として、市の計画や条例の趣旨を踏まえ、市民・事業者・地域団体・行政等がそれぞれの役割を担いつつ、相互に連携・協力しながら、具体的な地球温暖化対策の取り組みを10年間行ってまいりました。

この度私たちは、地球温暖化防止に向けた取り組みを更に着実な歩みとするために「特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会」を設立し、新たなスタートを切ることといたします。特定非営利活動法人として社会的な信用度と信頼度を高め、活動の継続性、安定性、組織力を向上させ、市民・事業者・地域団体・行政等の連携を更に強めて、「SDGs 未来都市」としての相模原市域の要となる団体として地球温暖化対策をより効果的に進めてまいります。

令和5年12月11日

特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会  
設立代表者 竹田 幹夫



# 令和 6 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会

## 1 事業活動方針

- (1) 第2次相模原市地球温暖化対策計画の趣旨を踏まえて、日常生活や事業活動の中で取り組める地球温暖化対策について協議し、具体的な活動を実施することにより、「SDGs 未来都市」として市域における地球温暖化対策を推進します。
- (2) 会員活動による啓発事業の実施により、市民・事業者・地域団体・行政等の連携・協力を更に強めて地球温暖化防止活動に取り組みます。
- (3) 会員の地球温暖化防止活動を推進するため、取り組みの紹介や事業広報等の活動支援を行います。
- (4) 組織の充実を図るために会員を増やし、協議会の3部会の連携を深めるほか、会員相互の連携・協力の場づくりを積極的に進め、更なる事業の発展を目指します。
- (5) Zoom, You Tube 等のオンラインツールを活用した地球温暖化防止活動を行います。

## 2 事業内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### ① 地球温暖化の緩和策・適応策に関する広報事業

##### ア インターネットを活用した情報発信事業

- ・内 容 地球温暖化防止対策に関する情報や協議会の事業および会員の活動紹介等を行います。
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 200人
- ・支出見込額 132,000円

##### イ 協議会の会報等による情報発信事業

- ・内 容 協議会の取り組みや地球温暖化防止に関する情報、会員の活動紹介などを掲載した会報を発行するほか、会員が発行する会報による情報発信も行います。
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 2,000人
- ・支出見込額 308,825円

##### ウ 協議会のPRグッズの作成および配布事業

- ・内 容 イベントや講演会などで協議会の事業や会員の活動のPRに努め、市民の地球温暖化防止活動への理解と参加を呼びかけ、対策の促進をします。
- ・日 時 通年
- ・場 所 イベントや講演会場
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 1,000人
- ・支出見込額 5,000円

② 地球温暖化防止や持続可能な社会の構築に関する対策事業

ア イベント等への参加による啓発事業

- ・内 容 地球温暖化、気候変動、SDGs 等に関する啓発活動の実施
- ・日 時 2024年4月から2025年3月に4回
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 32人(8人×4回)
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 400人
- ・支出見込額 180,000円

イ インターネット等を活用した啓発事業

- ・内 容 動画集「さがぼーチャンネル」と地球温暖化クイズの運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 ホームページ上
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 3,000人
- ・支出見込額 20,000円

ウ 省エネ・創エネ施設等の見学会事業

- ・内 容 市民向けバス見学会の実施
- ・日 時 2024年4月から2025年3月に1回
- ・場 所 省エネルギーに取り組む施設や創エネルギー施設等
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 市民 35人
- ・支出見込額 130,000円

エ 学校、公民館、自治会等への地球温暖化に関する出前講座事業

- ・内 容 地球温暖化に関する講義、工作、クイズ等の実施
- ・日 時 2024年4月から2025年3月に10回
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 40人(4人×10回)
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 400人
- ・支出見込額 120,000円

オ 普及啓発に活用できるツールの作成事業

- ・内 容 実験装置や啓発物品の作製及び修繕等の実施
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所ほか
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 800人
- ・支出見込額 80,000円

カ 関係団体、企業、相模原市との連携事業

- ・内 容 外部との連携による地球温暖化防止に関するイベントや講座の実施
- ・日 時 2024年4月から2025年3月に数回
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 60人
- ・支出見込額 20,000円

③ 地球温暖化対策に関する調査・研修事業

ア 第2次相模原市地球温暖化対策計画に基づく事業の調査研究事業

第2次相模原市地球温暖化対策計画に基づく事業として、協議会として取り組むべき事業を検討し、事業実施の可能性についての調査研究を進めます。また、市民・事業者への効果的な普及啓発方法について検討し、協議会の活動に役立っています。

1) 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに関する調査・研究事業

- ・内 容 再生可能エネルギーの普及拡大の為の活動。
  - ・自治会館への太陽光発電・蓄電池設置の推進
  - ・ソーラーシェアリングの普及促進
  - ・市民が取り組める再エネ電気使用方法の発信
  - ・相模原市の公共施設への再エネ導入の拡大に向けて活動
  - ・その他関連する活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 12人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 2,000人
- ・支出見込額 25,000円

2) 省エネルギー(CO<sub>2</sub>削減)に関する調査・研究事業

- ・内 容
  - ・『SDGs さがみはらエコ宣言』の登録普及活動
  - ・『エコアクション21』の認証登録普及活動
  - ・相模原市が行う「中小企業向け省エネルギー設備導入支援」への協力支援
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 事業者、地域団体、行政 4,500人
- ・支出見込額 85,000円

3) 津久井地域等の森林の活用に関する調査・研究事業

- ・内 容 CO<sub>2</sub>吸収源やバイオマス資源としての森林の有効活用に向け、国の森林環境譲与税、県の水源環境保全税や相模原市の森林資源利活用に関する情報を収集して課題の整理や市民への啓発活動に活かすための検討を行います。
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 6人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 500人
- ・支出見込額 55,000円

イ 会員研修・交流会事業

- ・内 容
  - ・会員の知識の向上とスキルアップを図る為に、会員研修会・視察研修会を年に各1回以上実施
  - ・会員間の交流を深める為に、総会終了後、会員交流会を実施
- ・日 時 研修・総会の開催日
- ・場 所 講演会場、視察場所、
- ・従事者人員 29人
- ・受益対象者 会員(個人、事業者、地域団体、行政) 100人
- ・支出見込額 230,000円

# 令和 7 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会

## 1 事業活動方針

- (1) 第2次相模原市地球温暖化対策計画の趣旨を踏まえて、日常生活や事業活動の中で取り組める地球温暖化対策について協議し、具体的な活動を実施することにより、「SDGs 未来都市」として市域における地球温暖化対策を推進します。
- (2) 会員活動による啓発事業の実施により、市民・事業者・地域団体・行政等の連携・協力を更に強めて地球温暖化防止活動に取り組みます。
- (3) 会員の地球温暖化防止活動を推進するため、取り組みの紹介や事業広報等の活動支援を行います。
- (4) 組織の充実を図るために会員を増やし、協議会の3部会の連携を深めるほか、会員相互の連携・協力の場づくりを積極的に進め、更なる事業の発展を目指します。
- (5) Zoom, You Tube 等のオンラインツールを活用した地球温暖化防止活動を行います。

## 2 事業内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### ① 地球温暖化の緩和策・適応策に関する広報事業

##### ア インターネットを活用した情報発信事業

- ・内 容 地球温暖化防止対策に関する情報や協議会の事業および会員の活動紹介等を行います。
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 200人
- ・支出見込額 132,000円

##### イ 協議会の会報等による情報発信事業

- ・内 容 協議会の取り組みや地球温暖化防止に関する情報、会員の活動紹介などを掲載した会報を発行するほか、会員が発行する会報による情報発信も行います。
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 2,000人
- ・支出見込額 308,825円

##### ウ 協議会のPRグッズの作成および配布事業

- ・内 容 イベントや講演会などで協議会の事業や会員の活動のPRに努め、市民の地球温暖化防止活動への理解と参加を呼びかけ、対策の促進をします。
- ・日 時 通年
- ・場 所 イベントや講演会場
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 1,000人
- ・支出見込額 5,000円

② 地球温暖化防止や持続可能な社会の構築に関する対策事業

ア イベント等への参加による啓発事業

- ・内 容 地球温暖化、気候変動、SDG s 等に関する啓発活動の実施
- ・日 時 2025 年 4 月から 2026 年 3 月に 3 回
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 24 人 (8 人×3 回)
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 300 人
- ・支出見込額 130,000 円

イ インターネット等を活用した啓発事業

- ・内 容 動画集「さがぼーチャンネル」と地球温暖化クイズの運営とそれらを活用した新規事業の実施
- ・日 時 通年
- ・場 所 ホームページ上
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 4,000 人
- ・支出見込額 50,000 円

ウ 省エネ・創エネ施設等の見学会事業

- ・内 容 市民向けバス見学会の実施
- ・日 時 2025 年 4 月から 2026 年 3 月に 1 回
- ・場 所 省エネルギーに取り組む施設や創エネルギー施設等
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 市民 35 人
- ・支出見込額 130,000 円

エ 学校、公民会、自治会等への地球温暖化に関する出前講座事業

- ・内 容 地球温暖化に関する講義、工作、クイズ、かるた大会等の出前講座の実施
- ・日 時 2025 年 4 月から 2026 年 3 月に 12 回
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 60 人 (5 人×12 回)
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 480 人
- ・支出見込額 140,000 円

オ 普及啓発に活用できるツールの作成事業

- ・内 容 実験装置や啓発物品の作製及び修繕等の実施
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所ほか
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 780 人
- ・支出見込額 70,000 円

カ 関係団体、企業、相模原市との連携事業

- ・内 容 外部との連携による地球温暖化防止に関するイベントや講座の実施
- ・日 時 2025 年 4 月から 2026 年 3 月に数回
- ・場 所 相模原市内
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 60 人
- ・支出見込額 30,000 円

③ 地球温暖化対策に関する調査・研修事業

ア 第2次相模原市地球温暖化対策計画に基づく事業の調査研究事業

第2次相模原市地球温暖化対策計画に基づく事業として、協議会として取り組むべき事業を検討し、事業実施の可能性についての調査研究を進めます。また、市民・事業者への効果的な普及啓発方法について検討し協議会の活動に役立てます。

1) 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに関する調査・研究事業

- ・内 容 再生可能エネルギーの普及拡大の為の活動
  - ・自治会館への太陽光発電・蓄電池設置の推進
  - ・ソーラーシェアリングの普及促進
  - ・市民が取り組める再エネ電気使用方法の発信
  - ・相模原市の公共施設への再エネ導入の拡大に加え、民間施設に向けて活動
  - ・その他関連する活動
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 12人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 2,000人
- ・支出見込額 25,000円

2) 省エネルギー(CO2削減)に関する調査・研究事業

- ・内 容
  - ・『SDGs さがみはらエコ宣言』の登録内容の分析・検討
  - ・『エコアクション21』の認証登録普及活動
  - ・相模原市が行う「中小企業向け省エネルギー設備導入支援」への協力支援
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 事業者、地域団体、行政 4,500人
- ・支出見込額 85,000円

3) 津久井地域等の森林の活用に関する調査・研究事業

- ・内 容 森林の整備及び保全に取り組むことによる災害に強い森林づくりや持続可能な森林や木材の利用促進、気候変動対策などの情報を収集して課題の整理や市民への啓発活動に活かすための検討を行います。
- ・日 時 通年
- ・場 所 事務所
- ・従事者人員 6人
- ・受益対象者 市民、事業者、地域団体、行政 500人
- ・支出見込額 55,000円

イ 会員研修・交流会事業

- ・内 容
  - ・会員の知識の向上とスキルアップを図る為に、会員研修会・視察研修会を年に各1回以上実施
  - ・会員間の交流を深める為に、総会終了後、会員交流会を実施
- ・日 時 研修・総会の開催日
- ・場 所 講演会場、視察場所、
- ・従事者人員 29人
- ・受益対象者 会員（個人、事業者、地域団体、行政） 100人
- ・支出見込額 230,000円

## 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	0		
学生会員受取会費	0	360,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金		14,000	
3. 受取助成金等			
相模原市助成金		3,900,000	
4. 事業収益			
ホームページ広告等	74,000		
謝礼・参加費等	100,000	174,000	
5. その他収益			
受取利息等		5	
経常収益計			4,448,005
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
ホームページ管理費	152,000		
着ぐるみさがぼーくん派遣委託費	110,000		
諸謝金費	109,000		
印刷製本費	380,825		
旅費交通費	306,000		
通信運搬費	44,000		
消耗品費	73,000		
会議費	8,000		
賄費	18,000		
車両関係費	25,000		
保険料	4,000		
研修費	20,000		
租税公課	1,000		
福利厚生費	90,000		
修繕積立(さがぼーくん)	50,000		
その他経費計	1,390,825		
事業費計		1,390,825	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	2,300,000		
通勤費	200,000		
人件費計	2,500,000		
(2) その他経費			
会員募集費	120,000		
ホームページ管理費	44,000		
印刷製本費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	320,000		
消耗品費	120,000		
会議費	40,000		
水道光熱費	15,000		
租税公課	5,000		
支払手数料	10,000		
その他経費計	694,000		
管理費計		3,194,000	
経常費用計			4,584,825
当期正味財産増減額			△ 136,820
設立時正味財産額			300,000
次期繰越正味財産額			163,180

# 活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 さがみはら地球温暖化対策協議会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	0		
学生会員受取会費	0	360,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金		14,000	
3. 受取助成金等			
相模原市助成金		3,900,000	
4. 事業収益			
ホームページ広告等	74,000		
謝礼・参加費等	100,000	174,000	
5. その他収益			
受取利息等		5	
経常収益計			4,448,005
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
ホームページ管理費	182,000		
着ぐるみさがぼーくん派遣委託費	82,500		
諸謝金費	124,000		
印刷製本費	355,825		
旅費交通費	317,000		
通信運搬費	44,000		
消耗品費	60,500		
会議費	8,000		
賄費	14,000		
車両関係費	18,000		
保険料	4,000		
研修費	40,000		
租税公課	1,000		
福利厚生費	90,000		
修繕積立(さがぼーくん)	50,000		
その他経費計	1,390,825		
事業費計		1,390,825	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	2,300,000		
通勤費	200,000		
人件費計	2,500,000		
(2)その他経費			
会員募集費	20,000		
ホームページ管理費	44,000		
印刷製本費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	320,000		
消耗品費	90,000		
会議費	40,000		
水道光熱費	15,000		
租税公課	5,000		
支払手数料	10,000		
その他経費計	564,000		
管理費計		3,064,000	
経常費用計			4,454,825
当期正味財産増減額			△ 6,820
前期繰越正味財産額			163,180
次期繰越正味財産額			156,360